

～ 選択定年制実施事例 ～

<富士電機ホールディングス> (2006年6月制度改訂後・一般社員層)

選択できる定年(退職)年齢	60歳から65歳までの6つの年齢から本人の都合で選択できる。 定年年齢は厚生年金の支給開始年齢の時期に合わせ、段階的に延長中
選択する時期	57歳到達年度に選択 (55歳で制度を説明し、59歳で最終確認を行う。)
勤務形態及び職務内容	通常のフルタイム勤務を基本。 傘下の事業会社のオプションとして、会社・職種事情に応じて短時間勤務や少日数勤務コースを設ける。 職務内容は現職継続のケースと職種変更のケースがある。
給与水準等	(61歳以上の定年延長選択者についても)56～59歳までの間給与の減額なし 60歳以降の給与水準は従前の60%レベル (職種別賃金を導入していることから、60歳以降の職種によって賃金が異なることに加え、成果、貢献度の評価によってさらにメリハリがつく制度。)

注： 制度改訂前は、定年延長を選択した場合(55歳時点で選択)56～59歳の間は給与が減額されることとなっていたが、定年延長選択者が年々減少したことなどから、給与は減額されないこととなった。

出典：「定年延長・再雇用制度事例集」(日本経団連出版、H17.2月発行)及び「65歳雇用時代の賃金・処遇管理」(産労総合研究所)から抜粋し要約